

報告第6号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年4月9日

つくば市長 五十嵐立青

## 専決処分第5号

### 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年4月9日

つくば市長 五十嵐立青

#### 損害賠償額の決定及び和解について

委託料の金額誤りに関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

#### 1 事案発生の日時

令和5年10月4日付け こども家庭庁等からの通知により覚知

#### 2 事案発生の場所

つくば市内

#### 3 相手方

(1) 所在地 つくば市■■■■■■■■■

(2) 法人名 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

#### 4 事案の概要

市が発注した委託事業（障害者相談支援事業）について、市の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）非課税事業との誤った認識により、委託額に消費税等相当額を含んでいなかったため、相手方に消費税等相当額を支払う

もの

5 損害賠償額

金1,225,360円（消費税等相当額）

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金1,225,360円（消費税等相当額）を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。